

## 店内に喫煙場所を設置する場合の条件

法律で定められた以下の技術的基準をすべて満たさなければなりません。

- 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が 0.2m 毎秒以上である
- たばこの煙（蒸気を含む）が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されている
- たばこの煙が屋外又は外部に排気されている



※技術的基準は、下記の厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙」をご参照ください。

## 喫煙室設置を検討されている皆様へ

### ▶ 労働安全コンサルタント派遣事業のご案内

労働安全衛生コンサルタントとは、「労働安全衛生の専門家」です。

専門家が現地に出向き、技術的な指導・助言を行います。初回面談時の相談料を下関市が**全額負担**します！

サービスを利用したい方は、下関市保健部健康推進課（083-231-1408）までお問い合わせください。

### ▶ 国による助成事業（受動喫煙防止対策助成金）

対象：一定の要件を満たした中小企業事業主

助成額：飲食店は 3 分の 2（飲食店以外は 2 分の 1）

上限額：100 万円

※対象となる事業主の要件や助成対象となる措置等は、下記の厚生労働省「職場における受動喫煙防止対策について」をご参照ください。

## 屋外で灰皿を設置する際の配慮義務について

屋外での喫煙場所の設置については、健康増進法上、周囲に望まない受動喫煙を生じさせることがないようにしなければならないという配慮義務があります。受動喫煙防止のため、屋外であっても喫煙場所を設置しないことが望ましいですが、設置する場合は、以下のことをご留意ください。

### Q. 灰皿設置ってどういふことをすればいいの？

- A. 人通りの多い場所（店舗出入口や歩道の近く）などに置かない
- A. 路上や路上付近には置かない
- A. たばこの煙が隣接する建物へ容易に流れ込む場所には置かない
- A. 営業時間外（閉店後）は外に出さずに建物内に片づける
- A. 喫煙者が密集しすぎないように声かけをする

受動喫煙が原因で  
年間約 1 万 5 千人  
が命を落としています。



※受動喫煙に関する相談があった場合は、できる限り灰皿を撤去しましょう。撤去が難しい場合は、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所へ移動しましょう。

## よくあるQ&A

### Q. 飲食店のテラス席は屋外でよいか。

**A.** 外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上おおわれている場合には、「屋内」となり、そうではない場合には「屋外」となります。ただし、テラス席については、テラス席において喫煙をした際のたばこの煙が店内に流れ込むことがないよう、側壁が概ね半分以上覆われていない場合であっても、店内との境界が壁やガラス扉等で仕切られていない場合には、屋根に覆われている場所は「屋内」として扱います。

下記のホームページを参考に受動喫煙対策を取り組みましょう。

◆厚生労働省：  
「なくそう！望まない受動喫煙」



◆厚生労働省：  
受動喫煙対策



◆厚生労働省：  
職場における  
受動喫煙防止対策について



◆下関市：  
（飲食店を経営する皆様へ）  
受動喫煙防止対策について



## 飲食店を経営する皆様へ

# 受動喫煙防止対策について



改正健康増進法に伴い 2020 年 4 月 1 日から

## 「原則 屋内禁煙」です！

屋内での喫煙を認める場合は、標識の掲示や基準を満たした喫煙室を設置する義務があり、違反した場合は罰則等が適用される場合があります。

### 法律のポイント



多くの施設において  
屋内が原則禁煙に



20 歳未満の方は  
喫煙エリアへ立入禁止



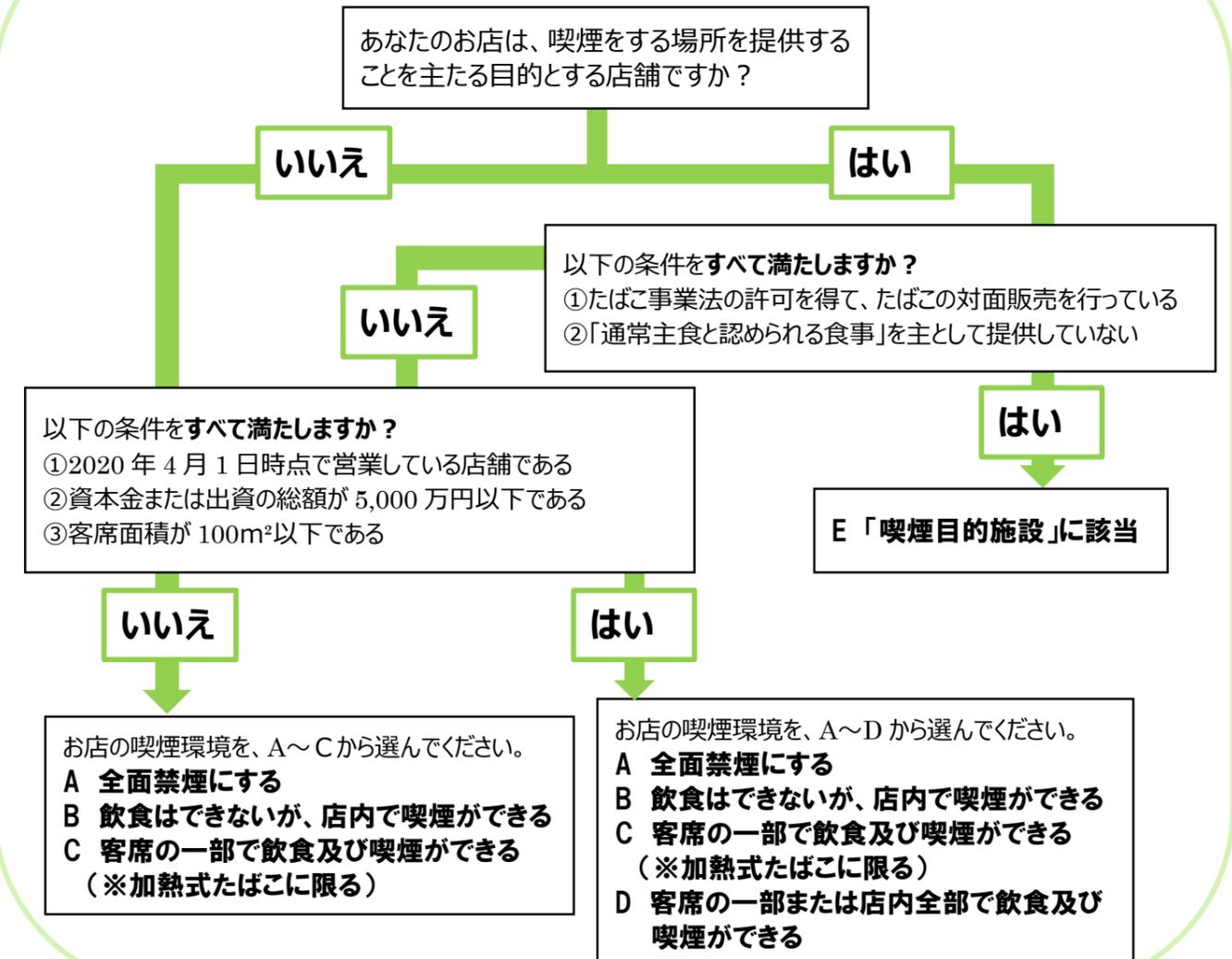
屋内での喫煙には  
喫煙室の設置が必要



喫煙室には標識掲  
示が義務付けに

## 対策フロー図

店舗の種類ごとに、受動喫煙防止に対する必要な対策が決められています。下記のフロー図でご確認ください。



# A 全面禁煙にする

## 店舗の出入口に標識を掲示する（努力義務）

店内禁煙の標識を店頭に掲示するよう努めてください。  
標識は、「全面禁煙であること」が一目で分かる必要があります。

施設の出入口に掲示



# B 飲食はできないが、店内で喫煙ができる（＝喫煙専用室）

店内の一部を「喫煙専用室(飲食等不可)」とすることで、  
この場所でのみ喫煙することができます。



## ① 喫煙専用室の出入口に標識を掲示する

「喫煙室であること」、「20歳未満の者は立ち入り禁止であること(従業員も含む)」が一目で分かる必要があります。

## ② 店舗の出入口に標識を掲示する

「店内に喫煙室があること」が一目で分かる必要があります。

※設置する喫煙室は、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については4ページをご確認ください。

施設内の喫煙室に掲示



施設の出入口等に掲示



# C 客席の一部で飲食及び喫煙ができる（＝加熱式たばこ専用喫煙室）

店内の一部を「加熱式たばこ専用喫煙室」とすることで、  
この場所でのみ「加熱式たばこ」の喫煙及び飲食等ができます。



## ① 加熱式たばこ専用喫煙室の出入口に標識を掲示する

「加熱式たばこのみの喫煙室であること」、「20歳未満の者は立ち入り禁止であること(従業員も含む)」が一目で分かる必要があります。

## ② 店舗の出入口に標識を掲示する

「店内に加熱式たばこのみの喫煙室があること」が一目で分かる必要があります。

※設置する喫煙室は、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については4ページをご確認ください。

施設内の喫煙室に掲示



施設の出入口等に掲示



標識は、厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙」よりダウンロードできます。  
4ページをご確認ください。



# D 客席の一部または店内全部で飲食及び喫煙ができる（＝喫煙可能室/店）

「喫煙可能室」または「喫煙可能店」とすることで、  
この場所でのみ喫煙及び飲食等ができます。



「喫煙可能室を設置する」または「喫煙可能店とする」場合は、法律に基づき、**本市への届出が必要となります**。変更する場合や廃止の場合も同様です。下関市ホームページよりご確認ください。



下関市ホームページ

## ア. 客席の一部の場合（喫煙可能室）

### ① 喫煙可能室の出入口に標識を掲示する

「喫煙室であること」、「20歳未満の者は立ち入り禁止であること(従業員も含む)」が一目で分かる必要があります。

### ② 店舗の出入口に標識を掲示する

「店内に喫煙室があること」が一目で分かるようにする必要があります。

※設置する喫煙室は、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については4ページをご確認ください。

施設内の喫煙室に掲示



施設の出入口等に掲示



## イ. 店内全部の場合（喫煙可能店）

### 店舗の出入口に標識を掲示する

「店内すべてで喫煙できること」、「20歳未満の者は立ち入り禁止であること(従業員も含む)」が一目で分かる必要があります。

施設の出入口等に掲示



# E 喫煙を主目的とするバー・スナック等の対策（＝喫煙目的室/店）

「喫煙目的室」または「喫煙目的店」とすることで、  
この場所でのみ喫煙及び飲食等(主食を除く)ができます。  
※主食とは、米飯類、パン類(菓子パン類を除く)、麺類等が主に該当します。



## ア. 客席の一部の場合（喫煙目的室）

### ① 喫煙目的室の出入口に標識を掲示する

「喫煙室であること」、「20歳未満の者は立ち入り禁止であること(従業員も含む)」が一目で分かる必要があります。

### ② 店舗の出入口に標識を掲示する

「店内に喫煙室があること」が一目で分かるようにする必要があります。

※設置する喫煙室は、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については4ページをご確認ください。

施設内の喫煙室に掲示



施設の出入口等に掲示



## イ. 店内全部の場合（喫煙目的店）

### 店舗の出入口に標識を掲示する

「店内すべてで喫煙できること」、「20歳未満の者は立ち入り禁止であること(従業員も含む)」が一目で分かる必要があります。

施設の出入口等に掲示

